

京都市告示第 217 号

京都市里道管理条例第 4 条の規定に基づき、次の里道の路線を変更し、同条例第 2 条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間公衆の縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 6 日

京都市長 門川 大作

(変更里道)

整理番号	名称	旧新別	起終	点
1	大北山里0006号	旧	北区大北山原谷乾町25番地の52地先 同町27番地の36地先	点
		新	北区大北山松鷗山町1番地地先 同区大北山原谷乾町27番地の36地先	点

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	大北山里0014号	北区大北山原谷乾町6番地の2地先 同町49番地の1地先	点
2	大北山里0015号	北区大北山原谷乾町82番地の2地先 同町81番地の1地先	点
3	大北山里0016号	北区大北山原谷乾町121番地の6地先 同町121番地の31地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)